

商標審査基準に基づく商標の称呼の類否(類似・非類似)

小山特許事務所(koyamapat.jp)

商標審査基準[改訂第15版]:特許庁編	商標審査基準[改訂第7版]:特許庁編 (≒商標類否判断支援システムの判定基準)	
以下の(ア)から(オ)の例示は、称呼が類似する例であり、商標全体として、類否を判断したものではない。	両商標が下記(Ⅱ)の(1)ないし(8)の基準のいずれかに該当するときは、原則として、称呼上類似するものとする。	
(ア)音質(母音、子音の質的きまりから生じる音の性質)に関する判断要素	① 相違する音の母音を共通にしているか、母音が近似しているか (例)ともに同音数の称呼からなり、相違する1音が母音を共通にする場合 ② 相違する音の子音を共通にしているか、子音が近似しているか (例)ともに同音数の称呼からなり、相違する1音が50音図の同行に属する場合 (例)ともに同音数の称呼からなり、相違する1音が清音、濁音、半濁音の差にすぎない場合	(1)ともに同音数の称呼からなり、相違する1音が母音を共通にするとき
(イ)音量(音の長短)に関する判断要素	① 相違する1音が長音の有無、促音の有無又は長音と促音、長音と弱音の差にすぎないか (例)相違する音が長音の有無にすぎない場合 (例)相違する音が促音の有無にすぎない場合 (例)相違する音が長音と促音の差にすぎない場合 (例)相違する音が長音と弱音の差にすぎない場合	(2)ともに同音数の称呼からなり、相違する1音が50音図の同行に属するとき (3)ともに同音数の称呼からなり、相違する1音が清音、濁音、半濁音の差にすぎないとき (5)相違する1音が長音の有無、促音の有無又は長音と促音、長音と弱音の差にすぎないとき
(ウ)音調(音の強弱及びアクセントの位置)に関する判断要素	① 相違する音がともに弱音であるか、弱音の有無にすぎないか、長音と促音の差にすぎないか(弱音は通常、前音に吸収されて聴覚されにくい。) (例)相違する1音がともに弱音である場合 (例)弱音の有無の差にすぎない場合 ② 相違する音がともに中間又は語尾に位置しているか (例)同音数からなる比較的長い称呼で1音だけ異なる場合 ③ 語頭又は語尾において、共通する音が同一の強音(聴覚上、ひびきの強い音)であるか (例)語頭において共通する音が同一の強音の場合 ④ 欧文字商標の称呼において強めのアクセントがある場合に、その位置が共通するか (例)強めのアクセントの位置が共通する場合	(4)相違する1音がともに弱音であるか、又は弱音の有無の差にすぎないとき (6)同音数からなる比較的長い称呼で1音だけ異なるとき なお、基準(6)及び(7)は、基準(1)ないし(5)に該当しない場合に適用される。
(エ)音節に関する判断要素	① 音節数(音数)の比較において、ともに多数音であるか (例)比較的長い称呼で1音だけ多い場合 ② 一つのまとまった感じとしての語の切れ方、分かれ方(シラブル、息の段落)において共通性があるか (例)一つのまとまった感じとして語が切れる場合	(7)比較的長い称呼で1音だけ多いとき
(オ)その他、称呼の全体的印象が近似すると認められる要素	① 2音相違するが、上記(ア)から(エ)に挙げる要素の組合せである場合 ② 相違する1音が拗音と直音の差にすぎない場合 ③ 相違する音の一方が外国語風の発音をするときであって、これと他方の母音又は子音が近似する場合 ④ 相違する1音の母音又は子音が近似する場合 ⑤ 発音上、聴覚上印象の強い部分が共通する場合 ⑥ 前半の音に多少の差異があるが、全体的印象が近似する場合	(イ)2音相違するが上記(1)ないし(5)に挙げる要素の組合せであるとき (ロ)相違する1音が拗音と直音の差にすぎないとき (ハ)相違する音の一方が外来語におこわされる発音であって、これと他方の母音又は子音が近似するとき (ニ)相違する1音の母音又は子音が近似するとき (ホ)発音上、聴覚上印象の強い部分が共通するとき (ヘ)その他
(カ)上記(ア)から(オ)に該当する場合であっても、全体的印象が近似しないと認められる要素	① 語頭音に音質又は音調上著しい差異があること ② 相違する音が語頭音でないがその音質(例えば、相違する1音がともに同行音であるが、その母音が近似しないとき)音調(例えば、相違する音の部分に強めアクセントがあるとき)上著しい差異があること ③ 音節に関する判断要素において (i) 称呼が少数音であること (ii) 語の切れ方、分かれ方(シラブル、息の段落)が明らかに異なること	(イ)語頭音に音質又は音調上著しい差異があるとき (ロ)相違する音が語頭音でないがその音質(例えば、相違する1音がともに同行音であるが、その母音が近似しないとき)音調(例えば、相違する音の部分に強めアクセントがあるとき)上著しい差異があるとき (ハ)音節に関する判断要素において (i) 称呼が少数音であるとき(3音以下) (ii) 語の切れ方、分かれ方(シラブル、息の段落)が明らかに異なるとき

【注7】基準(1)ないし(8)に該当する場合であっても、つぎに挙げる(イ)ないし(ハ)等の事由があり、その全体的音感を異にするときには、例外とされる場合がある。